

利用者負担の基本的考え方と設定に当たっての主な論点

本資料は、厚生労働大臣が定める利用者負担基準の設定に当たっての基本的な考え方及び主な論点を、現段階で考えられる範囲において整理したものである。

厚生労働大臣が定める利用者負担基準については、今後さらに基本的な考え方を整理した上で、具体的な利用者負担基準案の策定を進めていくこととしている。

1 利用者負担の基本的考え方

○ 利用者負担基準設定に当たっての原則

現行の措置施設における施設サービスの利用者負担の考え方については、昭和60年及び昭和62年における費用徴収に係る審議会等の意見具申において、社会的な公平を図りつつ多様なニーズに対応した幅広い施策を一層推進するため、施策の目的、内容に応じた費用負担制度の導入の必要性が述べられ、また、限られた資源の効率的、合理的な配分、在宅の者との負担の均衡、入所者の自立意識の醸成という観点から負担能力に応じた相当の負担を求めるという基本的な考え方を堅持し、今後とも費用負担の適正化を推進することが述べられている。

さらに、平成11年の障害関係審議会合同企画分科会における意見具申においても、所得に関わらず必要なときに必要なサービスが利用できること及びこれまでの公費負担水準を維持することに留意しつつ、現行の利用者負担の考え方沿って利用者負担を設定することが適當とされたところである。

以上の点を踏まえて、支援費制度においては、施設訓練等支援及び居宅生活支援（知的障害者地域生活援助を除く。）を受けた者は、利用したサービスに対して、

本人又はその扶養義務者の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により利用者負担額を支払うこととしたものであり、具体的な設定については、①低所得者に配慮し、所得に関わらず必要なときに必要なサービスが利用できるような利用者負担体系とすること、②在宅サービス利用者と施設サービス利用者との負担の均衡を図ること、③全体としてこれまでの公費負担水準を維持することを原則として今後具体的な内容について検討していくこととしている。

2 設定に当たっての主な論点

(1) 扶養義務者の範囲

利用者の負担に関する法律上の規定は、身体障害者(知的障害者、障害児)又はその扶養義務者(民法に定める扶養義務者をいう)とされており、従来の考え方と同様にまず本人からの負担額支払いに重点を置き、その補完的な位置づけとして扶養義務者からの負担額支払いを求めるとしている。

○ 扶養義務者の範囲については、従来の考え方と同様、民法上の扶養義務者の全てを負担額支払いの対象とするのではなく、現行の措置施設における費用徴収制度を踏まえ、その扶養義務者の取り扱いを超えない範囲で検討することが必要ではないか。

○ 施設訓練等支援及び居宅生活支援について、可能な限り整合性を持った取り扱いになるように検討をすることが必要ではないか。

○ 参照条文

- 1 身体障害者福祉法第17条の4第2項第2号、第17条の10第2項第2号
- 2 知的障害者福祉法第15条の5第2項第2号、第15条の11第2項第2号
- 3 児童福祉法第21条の10第2項第2号

(2)負担能力の判定方法

現行の負担能力の判定方法は、施設利用者の場合、本人については前年の収入額をもとに、扶養義務者については前年の所得税額等により負担能力を判断している。

また、ホームヘルプサービスについては、世帯の前年の所得税額により負担能力を判断している。

- 負担能力の判定については、収入による方式も所得税等による方式も基礎的な生活費を控除するという考え方は同様であるが、施設サービス利用者本人については、生活に要する費用の多くが施設運営費の中で賄われていることから、年金等の収入が控除される所得税等による認定方式ではなく、現行通り収入による認定方式が適当ではないか。
- 在宅サービス利用者本人については、年金等の収入を生活費用に充てることとなるため、これらの収入が控除されることが適当であり、また、数多くの者が利用することが想定されることや、短期入所のように支給決定に当たって時間的な余裕のない場合も考えられることから、迅速かつ比較的簡便な方法である所得税等による認定方式が適当ではないか。
- 扶養義務者については、その補完的性格及び事務処理を勘案すると、比較的簡便な方法である所得税等による認定方式が適当ではないか。

(3)利用者負担額の設定

利用者負担額の設定に当たっては、低所得者に配慮し、所得に関わらず必要なときに必要なサービスが利用できるようにすることが重要である。

- 施設訓練等支援費の利用者負担額の設定に当たっては、現行の費用徴収制度に

における費用負担額と比べて、著しく異なることのないよう、十分配慮しつつ検討することが必要ではないか。

- 居宅生活支援費の利用者負担額の設定に当たっては、在宅サービス利用者の負担額がその支給量に応じて著しく増大しないよう配慮しながら、負担額の設定及びその他の仕組みについて検討することが必要ではないか。

以上の基本的な考え方を整理し、具体的な階層区分の設定については、今後検討を進めていくこととしている。

(参照条文)

2(1)関係

○身体障害者福祉法(改正後、抄)

(居宅生活支援費の支給)

第17条の4 (略)

2 (略)

1 (略)

2 身体障害者又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額

(施設訓練等支援費の支給)

第17条の10 (略)

2 (略)

1 (略)

2 身体障害者又はその扶養義務者の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額

○知的障害者福祉法(改正後、抄)

(居宅生活支援費の支給)

第15条の5 (略)

2 (略)

1 (略)

2 18歳以上の知的障害者又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額

3 (略)

(施設訓練等支援費の支給)

第15条の11 (略)

2 (略)

1 (略)

2 知的障害者又はその扶養義務者の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額

○児童福祉法(改正後、抄)

第21条の10 (略)

2 (略)

1 (略)

2 障害児又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額